

袋井市都市計画審議会

会議録

情報公開用

開催日 平成20年2月22日(金)
場 所 袋井市役所 302会議室

【午前 9 時00分：開会】

都市計画課計画係長

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から袋井市都市計画審議会を開催させていただきます。本日は、委員15名中、12名のご出席をいただいております。

審議会条例第7条第2項に規定による定足数を満たしておりますのでご報告を申し上げます。

本日の審議会は、事前に配付させていただきました資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

なお、私は、お手元の次第にあります次第5の会長選出までの司会進行を務めさせていただきます、都市計画課計画係の荻原と申します。よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず次第の2番、市民憲章唱和をお願いします。皆様ご起立をお願いします。

(市民憲章唱和)

ありがとうございました。皆様御着席ください。

それでは、審議会の開催にあたりまして、市長からご挨拶を申し上げます。

市長

「市長挨拶」

都市計画課計画係長

ありがとうございました。

続きまして、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

「会長挨拶」

都市計画課計画係長

ありがとうございました。

引き続きまして、本日の審議案件となります「都市計画マスタープラン」(案)の諮問をさせていただきたいと思っております。

鈴木会長、原田市長よろしくお願い申し上げます。

市長

袋井市都市計画マスタープランの策定について

このことについて、都市計画法第18条の2の規定に基づく、本市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を、次のとおり決定したいので、袋井市都市計画審議会条例第2条の規定により、諮問します。

袋井市都市計画審議会会長鈴木忠彦様 袋井市長原田英之

どうぞよろしくお願いいたします。

会長

はい、承りました。

都市計画課計画係長

ありがとうございました。

ここで、市長は公務のため、退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（市長退席）

それでは、これからは次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

その前に、資料のご確認をお願いいたします。既に資料をお届けさせていただいておりますが、次第と提出議案、提出の議案につきましては、都市計画マスタープランの厚い冊子も含めたものになっています。それから、資料編で条例等が取りまとめであるもの、美しい景観募集の結果の報告についてであります。これは後ほど説明させていただきます。

それと、本日、お手元に市長の挨拶文の修正をしたものが1枚、それから1月20日行いました美しい景観づくりの講演会の際の資料と片山先生の講義内容を取りまとめた議事録も合わせて、ご用意させていただきましたので、ご確認をお願いします。

それでは、議事につきましては、本審議会条例第7条の規定により、会長が、会議の議長となりますことから、議事の進行を会長をお願いいたします。

会長

それでは、審議会を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、袋井市都市計画審議会運営規定第5条第1項の規定にあります、会議

録署名人でありますが、議長及び議長が指名した委員1名が署名をすることとなっておりますので、私から指名させていただきます。署名人は、樽松純江委員さんをお願いいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声有り)

ご異議無いようでありますので、会議録署名人は、樽松純江委員さんをお願いいたします。

それでは、これから審議に入りますが、今回の審議事項につきましては、「袋井市都市計画マスタープラン(案)」についての審議でございます。

この案件につきましては、昨年度から策定を進めておりました袋井市都市計画マスタープランにつきまして、本日、本審議会に諮問がなされたことから、協議検討をしていただきまして、委員の皆様にご承認いただき、答申をしてまいりたいと考えております。

それでは、「議第1号 袋井市都市計画マスタープラン(案)について」事務局からの説明をお願いいたします。

都市計画課長

それでは、議第1号袋井市都市計画マスタープラン(案)について、説明させていただきます。お配りをさせていただきました資料の中で、はじめにパブリックコメントの結果について、1ページ目になりますが、ご覧いただきたいと思っております。座って失礼させていただきます。

お手元の資料をご覧いただきたいと思っております。パブリックコメントにつきましては、前回この都市計画審議会を11月26日に開催させていただきました、その後、12月市議会の方に協議をさせていただきました、パブリックコメントを実施いたしました。期間につきましては、12月25日から1月24日までの一月であります。実施をいたしまして、意見につきましては3通、内容につきましては7件の提出がございました。

4ページを御覧ください。パブリックコメントの内容でございますが、1番でございますが、北部地域について意見が提出されておりますが、趣旨としては、山梨地区の商業についての内容でございます。1点目でございますが、国本地区にショッピングセンターの誘致があるようだが、山梨への影響はないの

でしょうかということでございます。この考え方につきましては、現在、国本地区におきまして、今後の整備計画を検討していくところでございますが、地域への影響も考慮しまして実施をしていきたいと考えております。次に、2点目といたしまして、上山梨のジャスコから南につながる道路ということでございますが、前の図面で申しますと、ここの赤いところがジャスコさんがある一角になります。ここから南へ通じていく地域が黄色の住宅地ということだが、将来お店がなくなってしまうのでしょうかとのご質問でありましたけれども、この住宅系地域につきましては、主として住宅系の地域にしていくということでございますけれども、用途地域の指定から申し上げますと、日常生活等に必要な商店などは建てられる地域になります。大規模な店舗は建てられませんが、その旨の回答をいってまいりたいと考えております。

次に、5ページでございますが、中央北地域での道路についてでございます。1点目に、市道の湊川井線で、これは(図で)袋井インター通り線がここにあります。南へずっと150号まで消防署を經由して新池を通過して、ショーワ製作所、150号へとつながっている道路であります。道路の名称として、市道湊川井線と都市計画道路森町袋井インター通り線があり、一つの道に2つの名称があるのでしょうかとのごことでありますが、道路につきましては、道路の管理者、例えば県道、市道によりまして、県道名、市道名がついてまいります。それと、都市計画の中では、都市計画道路の名称がついてまいりまして、この路線につきましては、北の方は都市計画道路という位置付けがございますけれども、南の旧浅羽町地内にいきますと都市計画道路決定がされていないということで、市道湊川井線の名称になっております。ただ、上の方へいきますと、県道浜北袋井線という県道名もついている状況にはなっておりますので、その旨の回答をさせていただきたいと思っております。次に、2点目でございますが、元の袋井郵便局がありました旧東海道沿線の地域について、従前の地域別構想の図面におきまして、色塗りが赤い商業地域でされていましたが、将来、道路整備や企業誘致の計画をしていくのかというご質問がございました。こちらの地域については、後ほど説明はさせていただきますけれども、袋井駅を中心といたしまして、国本地区から駅南地区に掛けまして、全体的な中心市街地の一角としまして、旧東海道沿線地区の位置付けをして整備をしていきたいと考えておりま

すので、どちらかと言いますと、純然たる商業と言うより、商業に近い形の対応も可能な地域というように考えています。従いまして、赤色の商業と言うよりもピンク色の商業という形での位置付けで修正させていただきたいと思えます。次に、3番目についてで、朝夕の交通渋滞が今後どうなっていくのでしょうかとのことですが、交通量の実態調査につきましては、広域関係では、静岡県西部全体で交通量調査を実施しております。前回、平成7年くらいでしょうか、実施いたしましたけれども、今年ですが、西遠都市圏パーソントリップ調査として大規模な調査を実施しております。袋井市におきましては、平成15年に交通量調査を実施しまして、近く都市計画道路川井山梨線とか東通久能線の開通ができた時点で、交通量調査を実施していきたいと考えております。袋井市においては、まだ人口が増えてきているという状況の中で、交通量も増えていくものと考えておりますが、それらに対応した道路整備はしていきたいということで、遠い将来の中では、減少をしていくことを考えておりますが、まだ袋井市においては、増えてくるものと予想しております。その旨回答もしております。

次に、6ページでございます。3人目のご意見でございますが、地域別構想の南部地域の関係ですが、1点目に、海浜公園の整備ということでございます。今回のマスタープランの中で、海浜公園の整備ということで掲載しておりますが、位置図の中にまだ海浜公園の位置が示させていただいていないという状況がございますが、具体的な整備方針を教えてくださいとのことですが、現在、(図で)ここの海岸沿いの地域ですが、こうした地域に海浜公園ということで整備を検討しております。これにつきましては、旧袋井市と旧浅羽町との合併協議におきましても、今後の整備がうたわれていますが、考え方としまして、磐田市との境で福田港に近いところで一体的に整備する考え方と、現在、野球場等の運動施設のあるところと一体的に整備していくという考え方がございますので、まだ明確にどの位置ということが決まっておりませんので、整備方針という形でお示しをさせていただきまして、具体的な整備につきましては、今後検討していきたいと考えております。2点目につきましては、是非とも実現をお願いしたいとのご要望をいただいております。

次に、7ページでございます。12月13日に市議会におきまして、建設経済委

員会に説明をさせていただきました。主な点を説明させていただきます。まず、1 番目ですが、同じように海浜公園につきまして、ご意見がございました。先程申し上げたとおりでございます。次に、3 番目ですが、国の目指している方向としてコンパクトシティの考え方があるが、袋井市の今回のマスタープランにつきましては、市街地を広めていくという考え方が示されているが、国の方向と違っているのではないかとのご意見がございました。これにつきましては、右側の回答といたしまして、現在、袋井市は人口が増えていく状況がありますので、市街地周辺を拡大して、現在の市街地と一体となる市街地の形成をしていきたいということで、計画的に拡大をしていきたいとの答弁をさせていただいたところであります。次に、5 番のところですが、国道 150 号バイパスについてですが、まだ計画決定がされていないところで、状況はどうかとのご意見がございまして、これにつきましては、平成 18 年度に、合併した後に県に 150 号バイパスの話をさせていただきましたが、現在、袋井土木事務所におきまして、計画線についての検討をしている状況がございまして、150 号バイパスについて少し説明させていただきます。(図で)こちらが海岸線になります。こちらが現在の 150 号になります。こちらが福田港になりますが、海岸に近いところにある、ここの黒い線、現在、浜道線と呼ばれていますが、漁港の北側、湊地区、磐田市から袋井市に入ったところまで都市計画決定されている状況になっておりまして、ここから東へ、旧大東町までの区間がまだ都市計画決定されていない状況になっています。平成 12 年頃から、ここの方線について検討してきたということで、この路線を東へ進みまして、旧大須賀町との境で、ライオン橋、ロックタウンになりますが、この辺りで新しい道路から現道に結んでいくという計画線について協議をしている状況でありまして、地元の方で、地域の中を分断する道路というのが問題になっておりまして、ご意見をいただいているところであり、現在、土木事務所で検討している状況であります。これにつきまして、前回の都市計画審議会の中でも、ここの 150 号バイパスの部分が点線になっているということで、他の路線について実線で表示されているのに、ここだけ点線というのもどうかとのことでしたので、これについては、今回、他の路線と同じような形で点線ではなく実線という形で示させていただく形で、図面修正をしていくという考えであります。

次に、8ページです。7番ですが、第二東名の開通に向けたインター通り線、インターから森町へ続く道路の整備についてのご意見がございました。現在、上山梨の地域において、沖山梨と上山梨の間を抜けていくというような線形になっていますが、これらの見直しなども、ご意見で伺っているところですが、今後の実現に向けた対応をどうしていくかとのご意見をいただきました。このインター通り線につきましては、第二東名の開通まであと6年という期間に迫ってきている状況がございますので、今後の中で、関係する袋井市と森町で同盟会等の組織を設置しまして、県への働きかけをしていきたいとの回答をさせていただいています。今回のマスタープランの中での変更についてはございません。

次に、下の方で、全員協議会での意見ということで、12月20日に全員協議会で説明をさせていただきました。まず、1番目、概要版46ページ萱間の工業用地ということですが、今回の資料では68ページになっていますが、(図で)こちらが三川地区で、ジャスコの北側、森町に入って、また袋井市になりますが、ここが萱間地区になります。ここにシャーウッドという工場がございますが、三川地区の一番東の北側が萱間ですが、ここで工業地域の色塗りがされておりましたが、福祉施設等の計画がされているということで、工業地域としての位置付けはどうかのご意見がございました。こちらについては、現在6ヘクタールほどの福祉施設等の土地利用の計画が検討されている状況にあります。市内の医療機関の方が、こちらで社会福祉施設若しくは医療法人施設、加えて宗教法人施設というような全体構想をお持ちだということ。宗教法人施設というのが、ホスピス関係の施設を医療施設や福祉施設等と併設をしていくという検討をしている状況がございまして、この色塗りについてはどうかのご意見でした。地元の方でも、このような施設については進めていきたいというご意向をお持ちだと聞いておりますので、今回の中で、修正をしていきたいという回答をしました。

次に、9ページでございます。5番のところになりますが、概要版の19ページ、今回の中では33ページの記載になりますが、袋井駅南の第一・第二の土地区画整理事業が想定されているが、合併に際して南からのアクセス道路の整備が公約になっているけども、面的整備に方向転換したのかのご意見がござい

ました。（図で）こちらが駅南地区になり、これが袋井駅、黄色いところが高南地区ですが、この間の地域が現在、白地農地になっていますが、現在、道路整備につきましては事業認可をいただきまして、袋井駅の南口から県道袋井大須賀線に抜けていく道路のL字の部分の事業認可をもらって、道路整備を進めていく状況で、まだ工事には入っていませんが、用地買収等を実施しているという状況です。道路は先行整備を進めさせていただいていますが、この地域の面的な整備につきましては、地元の皆さんと、現在、検討をさせていただいている状況で、来年度、土地区画整理事業の予算要望をさせていただいている状況になっていきますので、地域の皆さんと今後の整備を検討していきたいと考えております。この旨、当日に答弁をさせていただいています。次に、下の方に行きまして、8番の概要版23ページ、今回は40ページになりますが、南北の道路整備ということで、概要版の中で2路線の名称しか出てきていないことがございまして、これらについて、実際はいろいろな形で南北の交流という形では必要になってくるということがありますので、今回、記述を修正させていただきたいとのことで答弁させていただきました。

それから、10ページでございまして、11番のご意見として、全体的に政策が見えてこない。満遍なく散りばめた内容で、国本や駅南地区をどのようにしていくのかとのご意見をいただきました。回答としましては、マスタープラン自体が長期的な計画であり、具体的な整備計画については、事業計画というものでお示しさせていただくということで答弁を申し上げたところでありますが、今回、この記述内容につきまして、国本地区、駅南地区につきましては、マスタープラン上重要な地域になってまいりますので、今回、記述を加える修正をさせていただきます。

只今から、修正点について説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。2ページ、3ページが前回お示しをさせていただいたときからの修正点でございます。

まず、1ページですが、前に示しますが、一番下のところですが、都市計画マスタープランの位置付けについて、解りやすくしておいた方がよいのではないかと、庁内の中から意見を頂戴した部分ですが、総合計画、国土利用計画、県の都市計画との位置付けが解りやすい形で図的に加えさせていただきます。

た。

次に、25 ページですが、建築物の誘導方針について、各課意見の中で、高度地区の設定について記述を加えさせていただきました。関連するところ、地域別構想につきましても記述を加えさせていただきました。

次に、35 ページから 38 ページですが、市街地誘導区域の位置付けということで、新たに 4 ページほど加えさせていただきました。今後の市街地としまして、新たな都市機能が必要になってくるという中で、中心地の整備をしていくのですが、拡大していく地域については、新たな市街地拡大ではなくて、中心地と一体となった産業機能とか市民サービス機能を拡大していく地域という位置付けで拠点を整備していきたいとの記述をさせていただきました。今の部分が 35 ページですが、都心区域について、国本地区については新産業・交流ゾーン、駅南地区については駅周辺ゾーンという位置付けをして整備をしていきたいということです。36 ページに少し図面で記載してありますが、上の図面で説明させていただきますと、国本地区から駅南地区の全体が中心核という位置付けになりますので、一番北の国本地区は広域拠点の顔づくりということで、新産業・交流ゾーンという機能の強化を図っていくということです。それから、国本と駅との間の地区は、歩行者空間のネットワークあるいは水・緑及び歴史のネットワークを結んでいくということで、公共ゾーンあるいは旧東海道ゾーンとしてのゾーン設定をしていきたいということです。それから、袋井駅を中心とした地区は、袋井の玄関としての顔づくり・南の顔づくりを実施していく地区との位置付けをしていきたいということで、追加をさせていただきました。

次に、37 ページですが、国本地区と駅南地区の整備方針ということで、それぞれ、国本地区について、市民サービス機能や交流機能、新産業と一体となった機能をもたしていき、駅南地区では、浅羽方面からの駅の利便性の向上と市街地整備をしていくという形で、記述を追加したところでございます。

2 ページに戻っていただきまして、修正箇所ですが、39 ページ、43 ページについては、先程話しました 150 号バイパスについて、今回実線とさせていただきました。

次に、40 ページですが、南北の交通網について、路線名を追加させていただいております。当初の整備計画には路線として入っているわけですが、全体構

想の部分でも路線名を増やしているということです。

次に、29、34、49 ページですが、全体構想の都市基本計画の中の図面の示し方ではありますが、県の方から、少し細かすぎるということで、道路計画はそのままでもいいけれども、市街地整備の図などについては、細かい線は外した中で幹線道路のみを記載することとしました。

それから、49 ページですが、公園緑地の関係でございます。庁内の意見により、この図面の中で、緑道、自転車歩行車道、緑・歩行者のネットワークの区別を3つに分けさせていただいて記載をしたところでございます。

それから、54 ページですが、墓園の関係でございますが、先程市長の方からもお話しがございましたけれども、墓園につきまして、今後整備をしていくということですので、どのような機能でということ、少し文章を追加させていただきまして、市長から公園のようなご意見もありましたので、その旨の文章を記述しました。

次に、60 ページから 64 ページですが、こちらは、各施設の整備方針がありますが、県の方から、県の都市計画である広域の整備、開発及び保全の方針との整合をとる必要があるということと併せて、袋井駅南の新幹線の南側に都市計画道路の柳原神長線がありますが、この路線を追加しました。（図で）ここが袋井駅で、ここが新幹線ですが、神長から県道袋井大須賀線につながっていく東西の路線であります。地域別構想には記載がありますが、この整備計画には入っておりませんでした。今回追加をしました。

その他、各箇所です。字句の修正はさせていただいております。

3 ページでございますが、地域別構想の修正です。68 ページに、先程説明しました工業地域の部分については、萱間地区の業務地という形での修正をさせていただきました。

それから、72 ページですが、北部地域の部門別方針ですが、上山梨地区の整備手法で、まだ決まっていない状況がありましたので、従前、沿道型区画整理などの名称がありましたが、この辺の記述を削除したところであります。

それから、80 ページですが、中央北地域の旧東海道沿線の商業系の位置付けですが、こちらパブリックコメントのところでありましたが、ピンク色の商業系地域に修正をさせていただいております。

その他、一部字句の修正をさせていただいております。

なお、今後の予定ですが、本日ご答申をいただければ、3月市議会の建設経済委員会、全員協議会にご報告をさせていただいて、今年度内で決裁をして、決定してまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

会長

はい、ありがとうございました。細かい点で、十分修正されていて、充実したマスタープランになったというように感じられます。結局、昨年1回目の都市計画審議会の会議以降で、パブリックコメントとか市議会からの意見を踏まえて、只今の修正箇所がでてきたというふうに理解してよろしいですか。

都市計画課長


はい、そのとおりでございます。

会長

今、そのような形で、従来のところから、11月以降の主な変更点をご説明いただきましたが、委員の皆さんからご質問・ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。どんなことでも結構です。

ご意見ありますか。

はい、委員。


委員

都市計画について、今ひとつよく解らないのですが、何十年の計画の中で、優先順位的なものはあるのでしょうか。例えば、緊急に整備しなくてはならないとか、震災等のことを考えたときに直ぐに対応できるようなものとか、計画は膨大にあるのですが、その中で優先順位的なものはあるのでしょうか。

会長

まさしく膨大な計画ではありますが、20年先を見据えた当初の計画案ということ。事務局からどうでしょうか。

都市計画課長

只今、委員から、全体計画としての優先順位はどうかとのことですが、整備計画については10年、全体計画については20年ということで想定しているわけですが、これらを実施していくために、道路の計画とか、また公園の計画

とか、あるいは市街地の整備計画というような実施計画があるわけでございます、これについて、10年間の計画でどのように整備していくかというひとつ下の整備計画がございますので、その中で優先順位を定めていくという形で、各整備年度も定めていくという状況がございますので、マスタープランの中では、全体としてどういうものの将来的な姿として整備をしていくかという全体的な方針としての計画でお示しをさせていただいている状況にあります。

会長

よろしいですか。

委員

はい、あともう一つですが、駅南地域の地元住民の方との話し合いが進められているという話ですが、具体的に住民の反対等があるのか、あるいは家を移動するわけですから、その状況と資金的な計画はどのようになっているのでしょうか。

都市計画課長

駅南地域ですが、前の図面をご覧くださいと思います。(図で)ここが袋井駅、東海道線になっておりますが、北側につきましては、駅前区画整理事業、あるいは西では高尾区画整理事業、現在、東の方が駅前第二、掛之上の整備を実施している状況がございますけれども、この駅南の地域については、平成7年頃に一度調査を実施したという経過がありまして、平成12年から13年にかけて、整備をすることについてどうかということで、地元の皆さんにお諮りをしたことがございます。その時の同意率が、新幹線から北の方で60パーセントくらい、新幹線から南の方で80パーセントくらいで、整備をしていくのに必要な90パーセント以上の同意が得られなかったという経過がありました。しかしながら、駅至近の地域で旧態依然とした地域でいいかということが、地域の皆さんの中で思っておりまして、平成12年、13年の後も、まちづくり検討会という地元組織で検討していたということがございました。そうした中で、新たな袋井駅の整備という話が出てきまして、地域の皆さんの方でも、新しい駅ができるのでは、このままではいけないということで、新しい駅を見据えた地域づくりをしていこうということで、研究を深めていただいた状況がございます。そして、この都市計画道路が、県道袋井大須賀線から中央公民館へ結ぶ

道路で、昨年計画決定させていただきました。駅へ結ぶ路線を計画決定させていただいたところです。それで、駅から県道袋井大須賀線の道路について、事業認可を得まして、昨年9月から地元の方へ用地の買収についての話をさせていただいております。西の方は、水田ですからよいのですが、南北の道路のところは、住宅にかかる家等がございますので、今後、転居先の話させていただいて、整備をしてまいりたいと考えております。住宅地の方で、概ねの方は、移転先があればよいとのことをお願いしていますが、まだ一部で、田端地域全体を整備していく中で動くならよいが、道路整備だけで動くのは辛いというご意見の方がいる状況であります。それから、大きい面積の土地をお持ちの方がございまして、その方々から移転の条件としてご意見をいただいているという状況であります。平成23年までには、この道路を完成させていきたいと考えております。駅の方については、先程市長から話をした状況でございまして、今、国とJRさんの方とで話をしている状況であります。地域の皆さんは、西の方の道路ができて、東の方の道路ができないと自分たちの地域の発展もないということで、駅だけで地域の向上につながらないから、整備をしていきたいという気持ちで、来年度、調査をしていく要望をしている状況であります。昨年の9月に、区画整理で整備をしていくことの要望を市に出そうということで、調査の同意を取ったところ、90パーセントの調査要望の同意はいただけたところでございます。

会長

よろしいですか。優先順位の話は、あくまで都市計画マスタープランということから、順序や整備への移行については、後の対応ということになるかと思えます。もう1点は、駅南の計画ですけれども、区画整理の立ち上げが非常に難しかったということから、街路事業で道路整備をするという考え方でいるわけですね。今後は、地元の方との合意がされれば、区画整理で進んでいきたいという考え方でいるということによろしいですか。

都市計画課長

今、街路事業を当面先行して、必要な西側だけ街路事業を進めて、東の方については、地域の整備と合わせて整備をしていきたいと考えております。

会長

他に委員の方でご意見ございませんか。どうぞ。

■■■■委員

前の図面でよろしいでしょうか。参考にお聞きしたいのですが、今、駅南の高南地区の話がでましたが、（図で）この、駅から高南地区へ道路、いわゆる高南地区の皆さんの利便性ということで、ニチアスへ行く道はありますが、直に田んぼを突っ切って行く道の計画もありましたし、新幹線の高架の間のところを通れば、高南地区への利便性がよいのではという計画があったと思いますが、その計画はどのようになっているのでしょうか。住民の方からもご意見があったものですから、教えていただきたいです。

都市計画課長

（図で）ここに示させていただいている道路網は、都市計画道路でありまして、大きな道路を示させていただいておりますが、この道路について、新幹線のガード下が高さ関係で大型自動車を通れる基準ではないことがありますので、大型自動車は、都市計画道路を使って駅の方へ向かっていくルートを考えております。中央公民館から小川町の郵便局のところに、将来的には新幹線の上を越えるような道路を想定している状況になっております。西は、県道袋井大須賀線で考えています。それから、新幹線のところですが、（図で）ここに小さく緑の線がありますが、自転車歩行者専用道、緑道という形になっておりまして、高南地区と駅を結ぶ歩行的な道路として、この中では位置付けをさせていただいておりますが、その他の新幹線のアンダーを使って南へつながる集落道路と言いますか、地区道路、区画道路、6メートルとか7、8メートルの道路については、今後この整備計画の中で配置していくことを考えています。

■■■■委員

いずれにしても、高南地区へ車で直に行きたいということがあるので、歩道で都市計画道路より規模が小さいとのことだが、利便性の点を含めて、この場で言うことではないかも知れないけれども、計画をお願いしたいと思います。

会長

高さの問題があるということですね。

■■■■委員

普通車ならば通れますか。

都市計画課長

普通車は通れます。

会長

であるなら、整備はできないというわけではないということですね。

都市計画課長

はい、そうです。

会長

他に何かございませんか。

この1ページ目の序章はじめにのところで、新しく追加していただいた(3)の体系の図は、非常に解りやすいと思います。総合計画や国土利用計画との関係からこのマスタープランがあるという位置付けが解りやすいと思います。

どうでしょうか。何かご意見等はございませんでしょうか。

十分過去においても、内容を詰めていただいて、11月以降、パブリックコメント等を反映して修正をしていただいたということでございます。

ご意見等無いようでしたら、答申についてまとめたいと思います。それでは、議第1号袋井市都市計画マスタープラン(案)について諮問案のとおり進めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声有り)

ご異議無いようですので、議第1号袋井市都市計画マスタープラン(案)については、諮問案のとおり、進められるよう答申をいたします。

以上をもちまして、本日予定をしました審議事項につきましては全て審議が終了いたしました。皆様のご協力、心より感謝申し上げます。大変ありがとうございました。それでは、後の進行は事務局へお返しいたします。

都市計画課計画係長

ありがとうございました。予定の審議事項等につきましては、以上でございます。ご承認をいただき、本審議会から市長への答申について、事務を進めさせていただきます。本日、答申をいただきました袋井市都市計画マスタープラン(案)につきましては、先程課長からも説明がありましたように、今後、3月市議会定例会に報告をいたしまして、その結果を踏まえまして、内部の決裁を執って、製本作業を進めていきたいと考えておりますので、4月に入りまして、

計画書の送付をさせていただきたいと考えております。

それでは、次第の7番のその他としまして、事務局から報告、説明をさせていただきたいと思っております。資料の方ですが、袋井市の美しい景観募集の結果についてをご覧くださいと思います。昨年11月26日の審議会で、報告をさせていただいておりますが、「美しい景観募集」を、11月15日から1月30日までの期間で実施してまいりました。結果につきましては、応募状況のところにありますが、全体で211件の応募がございました。大まかに6項目に分けて、緑と水辺の景観、歴史と文化の景観、市街地集落地の景観、都市施設の景観、暮らしの景観、眺望の景観でそれぞれ応募件数が分かれています。具体的には、後ろを見ていただきますと、それぞれの項目につきまして、複数回答のあった多い回答の部分のみお示しをしておりますが、こういう応募がされております。応募の状況につきまして、今後、3月15日号の広報紙で大まかにお知らせして、細かな内容はホームページで公表してまいりたいと考えております。

応募者の皆様から、50名の方を選出し、謝礼としまして500円の図書券を送付してまいりたいと考えておりますので、後程、各委員の皆様により、その選出をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、景観行政団体になることの協議について、説明させていただきます。景観行政団体につきましては、景観計画自体を今年度から2年間かけて策定を進めているところでありますが、景観計画は、この景観行政団体にならないと策定ができないということで、準備は既に始めておりますが、この景観行政団体になることの協議を県とさせていただいております。2月6日に県知事から同意を得ることができまして、本日から3月31日までの期間で告示しまして、平成20年4月1日から景観行政団体として、袋井市で景観行政を自ら進めていくということになります。資料としては、2月7日の新聞記事と景観法の根拠についても付けさせていただきました。

説明は以上になりますが、先程申し上げましたように、景観募集の抽選ですが、只今から事務局の者が、委員の皆様の前席に伺いますので、お一人様4枚ずつ、箱の中から番号札をお選びください。

(抽選作業)

委員の皆様、ありがとうございました。50人の当選者の皆様には、今月中に、事務局から、図書券の発送をさせていただきます。

それでは、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議、また景観募集の当選者の選出をいただきまして、ありがとうございました。また、会長におかれましては、会議の進行等、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、袋井市都市計画審議会を閉会させていただきます。
皆様お疲れさまでした。

【午前10時30分：閉会】

会議録署名人

印

印
